

議会局情報化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 局情報化推進委員会設置要綱（平成19年3月30日川総シ企第1351号）第1条の規定に基づき、議会局情報化推進委員会（以下「情報化推進委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 情報化推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、議会局総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 議会局議事調査部長
 - (2) 議会局総務部担当課長（広報・報道担当）
 - (3) 議会局総務部庶務課長
 - (4) 議会局総務部庶務課担当課長〔政務活動費〕
 - (5) 議会局議事調査部議事課長
 - (6) 議会局議事調査部政策調査課長
 - (7) その他委員長が指名する者

(会議等)

第3条 情報化推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 3 情報化推進委員会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(所掌事務)

第4条 情報化推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 局内の情報化施策の推進に関すること。
- (2) 議会の情報セキュリティ対策の実施に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(検討部会)

第5条 情報化推進委員会に、所掌事務に係る課題に関する専門的な調査検討を行うため、必要に応じて検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 情報化推進委員会及び検討部会の庶務は、議会局総務部庶務課において処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月22日から施行する。